

議長：本日は16件について審議を行います。はじめに農林水産部関係について審議し、建設交通部関係について審議するという手順で進行いたします。県からの説明は、農林水産部5件のうち2件、建設交通部11件のうち5件として、なるべく事業全体の質疑に充てる時間を確保したいと思います。なお、委員会開催前にも質問を受け付けましたが、事前提出分はありませんでしたので、本日の質疑応答でご質問、ご意見を頂戴します。それでは、農林水産部所管事業、農地整備課、森林整備課の順に説明をお願いします。

農地整備課：農地整備課長の菅原と申します。農地整備課所管の終了評価対象箇所については、経営体育成基盤整備事業の4箇所でございます。この中から最も総事業費の高い杉沢地区についてご説明いたします。インデックスの農-終-2をお開き願います。初めに事業概要ですが、本地区は平成11年度から平成20年度までの10ヶ年で、受益面積181.5haの圃場整備を行ったものであります。次に事業の背景及び目的ですが、本地区は横手盆地の北部に位置し、杉沢川と吉沢川沿いに開けた水田地帯であります。現況は、一部昭和42年に構造改善事業で20a区画に整備されております。それ以外については未整備区域でありまして、用排兼業の素掘水路で地下水位も高く、維持管理や営農に大変苦慮しており、営農の低コスト化や担い手の確保・育成が喫緊の課題でありました。このため、圃場の大区画化や農地の汎用化、農地の利用集積を行う圃場整備事業を実施して、意欲ある担い手の育成や低コストで付加価値の高い水田農業の確立を目指すものであります。

続いて、事業効果の要因変化及び発現状況についてですが、本地区の事業費は35億4,900万円で、前回評価時点から見ますと、ため池の取水施設整備の追加などに伴いまして1億4,000万円の増となっております。また、費用便益比は1.16から1.63になっております。次に目標達成率ですが、指標は担い手等への農地集積率でありまして、目標値61.4%に対しまして、今年の3月時点で実績値62.6%となっております。達成率は102%となっております。続きまして自然環境の変化についてですが、整備にあたりまして濁水防止対策を実施するなど環境に配慮して工事を行っており、自然環境への大きな悪影響は見られないという状況です。次に、社会経済情勢の変化についてですが、平成21年度から水田フル活用によるあきた型自給力向上対策として、圃場整備の推進や耕作放棄地の再生など生産基盤の強化、担い手への経営支援、各種技術実証などを総合的に取り組んでいるところであります。

事業終了後の管理、利用状況につきましては、事業を契機として設立された集落営農組合1組織と認定農業者12名によって、地区面積の約6割が利用集積されまして、効率的な営農が展開されております。

6ページのA3横長の資料がありますが、それをご覧頂きたいと思います。本地区における農地の集積の取り組みや営農の様子を紹介しております。着実に農地集積が進んでおりまして、圃場整備を契機に設立された生産組合などによりまして、水稻はじめ小麦、それからアスパラ・トマトなどの複合経営に取り組んでおりまして、事業の効果が現れている状況であります。2ページにお戻り願います。住民満足度等の状況についてですが、受益者と非農家を対象としたアンケート調査を実施しております。その結果、各項目で効果が感じられておりまして、圃場整備全体の満足度も、満足・やや満足を合わせまして81%と高いものになっております。アンケートの詳細につきましては、5ページに示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に所管課の自己評価についてですが、有効性では住民満足度及び事業の効果ともA評価としております。効率性につきましては、費用便益比が1.0以上となっておりますので、A評価としております。総合評価につきましては、事業により枝豆・アスパラ・トマトなど地域特産品目の複合経営が展開され

ているなど、事業の妥当性が高いと評価しております。これらの結果を踏まえまして、本地区のように担い手への農地集積率が目標に達するよう、今後も指導を行っていくとともに、更なる複合経営や戦略作物の産地づくりを推進していきたいと考えております。

以上が農地整備課所管の終了評価の説明でございました。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長：それでは続いてお願い致します。

森林整備課：森林整備課の小川と申します。どうかよろしくお願いいたします。資料の農終5番の1ページをお開き頂きたいと思っております。森林整備課所管の林道事業でございます。事業名は流域育成林整備事業、箇所名は森吉線、箇所は北秋田市森吉字根森田という場所でございます。事業の概要でございますが、本路線は北秋田市森吉阿仁前田地区の県道比内森吉線、太平湖に至る方ですが、そこを起点といたしまして、森吉山ダム建設に伴い付け替えられました県道を連絡する基幹的な林道です。目的は森林の適正な維持管理及び林業生産活動の促進を図るため、或いは、森林の公益的機能を確保する為ということで開設しております。事業期間は最終的には昭和63年から平成20年まで21年間。総事業費は12億7,000万、事業規模としましては森林基幹道、幅員4mが延長7,381m。利用区域の森林面積が275haでございます。恐縮ですが2枚程捲っていただいて4ページの図を見ていただきたいと思います。県道比内森吉線というのがございまして、これは薄い黄色で表示しております。真ん中程に森吉山ダムのマークがございまして、その付け替え道路としまして、濃い茶色で表示しておりますが、これは平成20年5月に供用開始いたしております。当林道は二重の丸印の箇所、阿仁前田羽川地区から、その場所を起点といたしまして、ずっと進みましてこの付け替え道路のちょっと見づらいますが向様田という集落がございまして、この場所に終点といたします林道でございます。先程も申しましたように延長が7.4km、幅員が4m。薄黄色で示しております部分がいわゆる森林の利用区域と言われる所でございます。概況は以上の通りでございます。前の1ページの方にお戻り頂きたいと思っております。

事業効果の要因変化及び発現状況でございますが、最終 という所に書いておりますが、12億6,789万8,000円で、総じて5,780万程増額となっております。主な理由としましては終点近くに一部崩壊危険地区が発見されたということで、迂回ルートを選定せざるを得なかったというのが大きな理由で、延長381m増となっております。このためコストが若干増加しまして最終的には費用便益1.26となっております。目標達成率でございますが、目標値は県全体でこれはいわゆる林道・基幹作業道密度というものでございますが、6.6m/haに対しまして6.5m、達成率98.5%でございます。下の方の段ですが、自然環境の変化でございますが、法面保護のため、いわゆる在来種を入れた種子吹付工、それから間伐材を利用したユニット丸太などを設置しまして、環境に配慮しており、現在も大きな崩れはありません。社会情勢の変化でございますが、いわゆる森林を取り巻く環境としまして、地球温暖化防止、或いはいろんな多面的機能を持続的に発揮させるということが要望されてきてございます。また、本県は杉人工林が沢山ある地域でございますが、成熟しつつある杉人工林については、いわゆる間伐というものを進めなければいけないということで、適正な森林整備を行うための基盤整備が求められているということでございます。事業終了後の問題点については特にございません。北秋田市に適正に維持管理を進めていただいております。間伐及び皆伐木の搬出等に現在寄与しているということでございます。2ページ目を

見て頂きたいと思います。

上の方ですが住民満足度の状況ですが、今回、アンケート調査というのは非常に地域が限られているということもございまして、その他の方法、特に満足度把握につきましては、市役所職員及び担当者が関係自治会長等から直接調査した内容を聞き取りということで、計上させてございます。そういうことで、特に満足度としましてはここに書いておりますが、直接大型車が入れることによって搬出経費が非常に縮減された、或いは、森林整備をするにあたって移動時間が非常に短縮されたということで、満足度が高いということでこういう結果になってございます。それから、計画の位置付けは山村振興法に基づく、或いは、米代川地域森林計画に基づく、いわゆる基幹的な林道ということで整備されてございます。2番の所管課の自己評価ですが、ここに書いてある通りでございまして、特に有効性については今のような住民満足度ということでA。それから事業の効果は98.5ということでB、AとBで有効性はB。それから効率性につきましては費用便益が1.26ということでA。合わせまして総合評価Bということで考えてございます。今後の対応、評価結果の事業への反映状況でございまして、事業開始前の予備調査や設計段階での現場把握に努めます。それから、いわゆる適正な路線ルートを選定により構造物をできるだけ少なくする、或いは設計VEというものを実施しましてコスト縮減に配慮するなど、効率的な事業執行に努めるということにしております。どうかよろしくお願い致します。

議長：有り難うございました。只今、農林水産部所管事業についての説明がありました。事前の質問はありませんので、全体の質疑に移らせていただきます。只今の説明箇所限定せず、農林水産部の事業についてご質問或いはご意見をお願い致します。

中嶋委員：今回に限らず、過去に基盤整備はかなりの数をやっておられると思います。これからも当然、この基盤整備事業は続いていくと思いますが、これまで行った基盤整備の追跡調査は、どこまでやっておられるのかお伺いしたいと思います。つまり、担い手育成を大きな目標に掲げておられるようですが、その担い手育成が何処まで進んでおられるのか。また今後進めていく具体的な方策をお考えになっておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

議長：例えば、説明のあった箇所で申し上げますと、農 - 終 - 2 の 6 ページの資料関連になるかと思えます。生産組合組織或いは個人の担い手ということで、事業終了後の状況等については記載されておりますが、これが現在はどのようになっているのか。この事業に限らず、担い手或いは農地集積の進捗状況等について、フォローしているものがあれば、説明をお願い致します。

農地整備課：手元に資料を持っていないので申し訳ないですが。今まで 8 万 ha、秋田県の今水田面積が 13 万 ha ありますが、そのうち 8 万 ha 程の整備が終わっています。これは 30 a 区画以上についてであります。昭和 40 年代頃から始まったものです。担い手育成基盤整備事業ということで始まったのが平成 5 年頃からで、担い手育成というポイントが入ってきています。その中で集落営農がいくらできて、生産法人がいくらできている、それに対して利用集積がどれだけかというデータは全部追跡して調査はしております。今は、生産法人にすると促進費ということで、県で嵩上げ助成する制度があります。これについては、事業完了後 10 年間報告を受けてその達成率を調査するという事で義務付けされておまして、その成果を見て促進費を交付するという形になっております。現実的に集落営農という任意組織ではなくて、

生産法人化をして複合経営を進めるということで、今は生産法人化の方にシフトしてきておりまして、その成果についてはかなり上がっている状況です。生産法人化を進めるという点については、非常に圃場整備は有効だということで、ハードとソフト両方同時に進めているところです。

農林水産部次長：若干補足させていただきますが、先程のとおり、平成5年から担い手育成基盤整備事業という事業が始まりまして、今まで163地区程圃場整備を行っております。秋田県の水田面積が13万haありまして、その中で整備を必要とする面積は、都市の周辺ですとか山の奥の水田でなかなか整備できないところがありますので、そういったところを除きますと約10万5,000ha程というのが私共の調査でございます。そのうち昨年まで8万4,000ha程整備を実施しております。8万4,000haというのは昭和年代からですが、8万4,000haのうち平成5年からと捉えますと、その面積は約1万8,000～1万9,000ha位じゃないかなと思います。その1万8,000～1万9,000haの中で、いわゆる今の事業として担い手育成ということを進めてきておりますが、例えば法人の数にしてみますと、今秋田県の水田面積13万haのうちに、いわゆる土地利用型の法人というのはおよそ120法人あります。そのうち平成5年からの圃場整備では、先程言いました1万8,000～1万9,000haが整備され、全体の6分の1位の面積で設立された法人が59ありまして、ほぼ6分の1の面積のところには半分位の法人が圃場整備を契機として設立されております。稲作だけに限らず、複合経営など収益性の高い農業を実施しているという状況でございます。加えまして担い手への集積ということでは、圃場整備を実施したところで私共の調査でいきますと、5ha以上を経営する担い手が約6割程の面積シェアであります。全县平均が約4割弱だったと思いますが、そういったところでは1.5倍ほど集積が進んでいる状況にあるということでございます。

議長：農地整備課がこのような事業を実施した後で、例えば同じ農林水産部内のいずれかの課が、担い手育成や転作作物の推進等の施策をバトンタッチして進めていくものと考えております。

中嶋委員：分かりました。もう一つ確認したいのですが、担い手育成に携わるほ場整備は、費用対効果に限界はあるのでしょうか。小さな規模であっても、将来的な意味で手掛けなければならない事業実施基準のようなものはあるのでしょうか。

農林水産部次長：県営事業でやる場合は、1地区20ha以上という最低ラインの規模がございます。費用対効果というのは当然「1」以上、それが切れるようであれば事業要件に合致しませんので、それは事業化できないということでございます。

議長：ご説明のあった杉沢地区の資料5ページ、アンケートの結果についてです。「農業の将来展望」のところで、「一部委託で継続」という回答が41％になっています。農-終-3では、同じ項目が52％で、今回の4事業では一番高い数値となっていました。こういった数値が、集積化の難しさを示しているのかなと思いました。

山口委員：農地整備課で説明されたのが農-終-2でしたが、私が事前にいただいた資料には、今日の説明箇所は農-終-4と書いてありましたので、その事業を一生懸命見てきたんですが。

事務局：すみません。事前に事務局でお配りした時に、事業番号を間違えてしまいました。最初から、事業費の1番高い事業である農 - 終 - 2の予定でした。非常に申し訳ありませんでした。

議長：資料は差し替えいただいたんですが、ここは4を2に直せばいいですね。それから、建設交通部の男鹿半島線も番号が違うのではないのでしょうか。

事務局：これは建 - 終 - 3になります。申し訳ございません。皆さんにお配りしております箇所総括表の後の資料です。これが、本日説明させていただく抽出一覧ですが、建設交通部の上から2つ目。建 - 終 - 4となっておりますが、こちらは建 - 終 - 3の間違いでした。申し訳ありません。説明内容はこのまま男鹿半島線になります。

山口委員：手続き上のミスということは分かりました。農 - 終 - 4について質問させて欲しいんですが、資料6ページに地区の集積図があります。他の地区でもこの資料が載っているんですが、集積が進んでいるところが赤や緑等で塗りつぶされて表示されています。ですが、かなりバラバラに飛んでいます。赤と緑の間に、集積が進んでいない白い農地が入ったりしています。集積というと、区画整理で集約換地して全部集めちゃうというイメージがあるんですが、この状況を集積したと言うんでしょうか。

農地整備課長：本来であれば2ha以上を連担化して集積するというのが一般的なんですが、赤で一枚しかなく飛んでいるものもあるので、これだと連担という形にはならないと思います。基本的には一箇所にまとめて、AならAさんにまとめるということです。

山口委員：2ha以上の面積を連担して集積すれば、耕作・効率性も上がりますし良いですね。この辺の集約が、事業の技術的な限界なんでしょうか。それとも、もう少し工夫をすれば、もっとまとまるものなんでしょうか。事業全般から見て、さらに合意形成を進めることが可能なものなのでしょうか。

農地整備課：合意形成上の問題だと思います。今は生産法人化ということで集落型の集落営農か、或いは集落型の生産法人ということで、集落で合意形成して1箇所にまとめていく形としていますが、個人が絡んでくると元の場所を欲しがったり、いろいろ換地上の関係でなかなか1箇所に集約できないというのがあります。担い手だけの意志ではなくて個人でもやりたいという方もおりますので、どうしてもバラつくという傾向があり、本来は望ましい形ではないんですが。作業効率上は2ha以上の連担を集積ということでカウントはしています。

山口委員：農業分野については素人ですので、よく分からないのですが、農家にとって土地というのは生産手段ですね。基本的に私的所有をしている私的財産です。そこに莫大な公費を投入する訳ですので、いろいろな制約なり、公の視点での指示を出すこと、投入目的に合った合意形成をして下さいと言うことは、可能なのではないのでしょうか。みんなのお金を私的財産に使うと言うことは、そう言うことではないのでしょうか。そうすれば、もっと効率も上がるはずですが。県でできる範囲かは分かりませんが、そんな制度設計はできないものなんではないのでしょうか。

農地整備課：あくまでも、これは受益者で作る換地の協議会などで合意形成を図りますので、その中でどうしても1箇所にするというのは理想論ですが、場所によっていろいろ善し悪しがあるし、勿論換地清算金ということで、条件の良い所からお金を取って条件の悪い所にやったりして清算はするんですが、それでもやはり従前地にこだわる農家の方もおりまして、なかなかその辺の合意形成が100%上手くいかないという現状はあります。

山口委員：合意形成ができないとこの事業も進みませんので、バランスの問題だと思います。技術上の問題をお聞きしたかったこと、先程委員長がおっしゃられたように、これだけお金をつぎ込んでも辞めたいと言う人が結構いるということ、その理由は何だろうと思ったこと。そんなことで良いのか、それだけ今の農業が難しいということなのだろうか、その辺のバランスが良く分からなくて質問させていただきました。

農地整備課：例えば、坊沢地区の5ページの「農業の将来像」の中で、一部委託で継続というのは、転作とか一部を法人とか生産組織に委託をするという意味で、稲作だけは継続したいということだと思うんですよ。やめたいという方は、おそらく生産法人なり認定農業者なりに全面的に田んぼをやって耕作して貰いたいということだと、私はそのように取っているんですが。やはり出し手がないと当然受け手もないので。

山口委員：農業を委託するときには、必ず生産法人に受け継ぐといった制約はあるんでしょうか。

農地整備課：流動化の加算金などがありまして、そういうので誘導はしているんですが。

山口委員：誘導のために、さらにお金を出すということですね。農業は、規制措置が非常に緩いように思われます。

農地整備課：ただ、計画の時に例えば生産法人に6割集積するなど目標を掲げますので、100%とはいきませんが、6割は出来ると。また、一部やめたいという方も生産法人に頼めば望ましいんですけど、それ以上集積する場合ですね。けども、Aさんの認定農業者の方に頼みたいという場合もあるかと思えます。何れ計画の中にカウントされたものについては、事業制度上やらないといけません。

山口委員：計画で目標数値を確定して、それは必ずやらしてもらおうということですね。そこでコントロールが働いていると。分かりました。ありがとうございます。

嶋田委員：今のお話と関連した質問をお願いします。先程のお答えの中で、要整備の場所が10.5万haあって実施済みが8.4万haということでした。すると、残りは2.1万haになると思います。9月に第1回公共事業評価専門委員会を開催して、来年度の新規事業の話をしました。あの時も60%以上の集積を目指すという内容だったと思います。先程の中嶋委員の質問と重なりますが、何年か経ってしまうと、折角お金をかけて事業を行っても、目標と離れていってしまう場所が出てくる。だとすれば、さらに5年10

年経つと、どうしても変わっていくものが出てくる。そうであっても、この事業は今後とも進めていく訳ですね。

農地整備課：今、認定農業者なり集落営農の組織の数については全国でトップレベルにあります。それは13万haある水田のうちの8万4,000haが圃場整備を行っていますので、殆どがそういう圃場整備されたところで担い手が育っていると我々は思っています。それから、残り2万haちょっとある訳ですが、年間500ha位ずつ整備をするという計画を考えております。全部やるとすれば40年程かかるという状況です。決して年間500haというのは大きい目標ではないですが、予算が非常に厳しいものですから、現実的には300ha位ずつしか出来ないのかなと。今の状況はそういう状況にあります。

議長：すでに8万haが終わっていると言うことですね。私も今、ご説明の前は、間もなく重要箇所は整備が終わるのかなというイメージでしたが、まだ時間を要するんですね。この事業によって農地の集約が進むのであれば、生産効率は上がっていくと思います。館岡委員はいかがでしょうか。

館岡委員：私はどちらかというとな農業者側の立場にあります。田んぼの整備で効率を良くして貰って、農業の側としては凄く助かります。反面、米の値段が下がり続けていて、稲作用機械を1台買うのも大変な状況です。それなのに、あのための機械、このための機械と何台も必要で、買っても5年経てば何百万円もするような機械の部品すら製造されなくなってしまいます。米価は下がっていくのに機械は買わないといけない。私の家では、田んぼは委託しているんですが、自分で耕しても、委託しても、買って食べるのと変わらない気がします。そう考えると、自分で苦労して耕していくよりは、委託した方が楽かなと思ったりします。ただ、法人化された方々が高齢化して農業に従事できなくなったとき、私たちのように委託に頼った農家はどうなるのだろうか、ちょっと不安はあります。TTPの問題もありますので、農家としては将来の農業の姿に不安を覚えることもあります。

沼倉委員：先程、ご説明頂いて思ったんですが、集約を進める中で集落営農というものをどのように捉えていらっしゃるのかなと。要するに、集落営農そのものが、ある程度は最終形に近いと思っているのか、あるいは、時間が経てば特定の個人に集約をしていくその途中にあるのか。どのように考えていらっしゃるのか教えて下さい。

農地整備課：あくまでも集落営農は任意組織ですので、継続性があるとは私共も思っておりません。そういう意味では生産法人にする手前の任意組織ということで考えております。基盤整備が終わったら、やはり継続性を考えれば、生産法人化していくということの一つの過程だと思っていまして、あくまでも圃場整備を契機とした組織については生産法人化を進めているということです。個人の生産法人化もあると思いますが、やはり集落型の生産法人化を面的に進めていきたいということで、今、重点的にそれを進めているところです。

議長：農 - 終 - 4 坊沢地区の資料6ページを見ますと、ほ場整備が終わった時点で農業生産法人が1組織、集落営農組織が1組織、担い手農家が3名と記載されています。工事の着手時に、この数字に最低基準はあるのでしょうか。或いは、工事終了後に集積率をアップさせるような条件はあるものなのなん

でしょうか。

農地整備課：事業採択上は、集落営農組織よりは生産法人を目指しますという方が当然優先採択になるわけですが、促進費というのがあります。県では、生産法人に集約すれば事業費の1%或いは2%を嵩上げしますという誘導措置があります。それを目指すところについては、当然生産法人化するのが一つのハードルとしてありまして、そういうことで今、生産法人化を目指しているというやり方をしております。

議長：他にございませんか。

加賀谷委員：農 - 終 - 5 の林道付け替え工事ですが、事業期間が昭和63年～平成20年となっています。約20年間かけてこういう付け替え道路を造られたということですが、最初からこのような長期間のスパンで計画してやられたんでしょうか。

森林整備課：林道の話だと思います。林道自体は付け替え道路ということではございませんで、林道そのものの目的のために進めている訳ですが、ご指摘の20年間長いということですが、前回の予定では昭和63年から平成17年までということで、18年間の当初計画でございました。その後、予算の関係或いは先程ご説明しましたように、周回の迂回ルートの関係等がございまして3年程延びたということがございます。宜しくお願い致します。

加賀谷委員：分かりました。住民等へのアンケートで効果を見るという手法が出てきたのは、おそらく最近導入された手法だと思うのですが、事業着手当時と現在では、同じ事業であっても関係者の考え方は変わってきていると思います。その辺りも含めてのアンケート結果ということなんでしょうか。

森林整備課：公共事業評価自体もやはり客観的な把握をする必要があるということで、当事者だけでなくより多数の方から、客観的な評価をいただくということでアンケートを行っております。この場所、林道だけでなく勿論いろんな公共工事全体のことだと思いますが。そういうことで、この評価制度が出来た当時から、出来るだけ実施できるものはアンケートを実施するようにと伺っております。ただ、この林道の場所につきましては、対象者が受益者が限られていること、それから森吉山ダムということで集落移転等もございまして、なかなか地域の関係者が散ってしまったということもございまして、地区の代表の方、それから集落の代表の方、受益者の代表の方に、聞き取りで状況を把握してきたということがございます。よろしく申し上げます。

議長：加賀谷委員の質問の背景には、20年というスパンはちょっと長いのではないかと、ということがあられるのではないかと思います。それに関連してお伺いいたします。通常的林道は、20年位の事業期間は普通の長さなんでしょうか。例えば、12億、13億の事業は一遍にはできないので、その位の時間をかけてやらないと進捗しにくいということなんでしょうか。

森林整備課：若干この箇所につきましては、長く掛かったように感じます。と申しますのは、通常、計画路線起点側と終点側、両方から、早く供用開始できれば一番良い事ですので、予算の許す限り起点側・終点側から攻めてきて早期に開設するという事になっておりますが、この箇所につきましては、森吉山ダムの付け替え道路の開設の関係もございまして、どうしても起点側いわゆる阿仁前田地区側から施工せざるを得なかったということがございます。従いまして、本来ですと工事の発注が年間起点側1箇所、終点側1箇所から2箇所の発注ということで進んで来れる可能性が高い訳ですが、この場所につきましてはしばらくの間、終点側からの工事ができなかったこと。しかも雪が降る地区ですので自ずと工期も限られてくるということで、年間6,000、7,000万程度の事業費に限られてくるということもありません。若干期間がかかったということでしたら承りたいと思います。

議長：国有林はここにはないですか。

森林整備課：はい、この場所は利用区域275haでございますが、国有林は全くございまして全て民有林でございます。個人有林、それからいわゆる地元集落の共有している財産区の森林がございまして。

議長：1ページの「自然環境の変化」のところで、法面保護のためユニット丸太設置、という記述がありますが、以前の委員会でも間伐材を利用したユニット丸太を設置するという話がありました。環境に配慮した事例で大変良い事だと思いますが、これは他の林道等でも秋田県内では積極的に行われているのでしょうか。

森林整備課：場所によりまして行っている訳ですが、発注側としましては予算の許す限り出来るだけ現地産の丸太等も使いまして、法面が将来、崩落しないようにいわゆる見た目で見えない場所、それから調査しまして危険の可能性のある場所、そういうところは丸太でベタ伏せするような工法をとっているということがございます。なお、場所によってはそれでは足りないところもございまして、そういう場所はまた別の工法をするということも考えてございます。いずれにしましても出来るだけ林務関係の事業でもございまして、丸太を出来るだけ使うように試みてきた次第でございます。

議長：分かりました。

沼倉委員：今の林道の件についてですが、有効性がBになっています。達成率が80%以上100%未満。それで達成率が98.5%です。目標値が1ha当たり6.6m、実績値が1ha当たり6.5m。この指標が林道・基幹作業道延長÷民有林森林面積です。当初の計画では、道路が出来れば目標が達成されるはずだったのに、実際は0.1m少ない結果となっています。これは民有林が増えたということなんでしょうか。

森林整備課：分母の方の民有林面積が増えたということではなくて、分子の方の林道・基幹作業道延長、この延長につきましてはこの路線だけでなく秋田県内全ての路線をトータルして考えておりますので、他の路線の延長が予定の目標値より若干少なくなっているということがございます。

沼倉委員：だとすると、この事業評価指標が適当ではなかったのではないのでしょうか。つまり、この事

業は、期間延長や事業費の増加はありましたが、計画通り実施されています。なのに、他事業の影響で評価が変わっているわけですから。

森林整備課：この路線の林道基幹作業密度に累計という括弧書きがありますが、トータルでカウントした指標名となっております。そういうことで全県の数値を足して出しているということになります。

沼倉委員：それは、例えば施策とか林道をどのようにするかというような全体の指標であって、個々の事業の指標ではないように思います。

嶋田委員：この林道を造る事業期間が20年とありました。そしてほ場整備も10年位掛かっています。この林道は、全部出来ないと役に立たないものなのでしょうか。少しずつ事業が進めば、その既設分でも役に立っているものなのでしょうか。ほ場整備も同じなんですけど、10年間全然使えないのか、それとも少しずつ使っていくから、事業期間が10年掛かっても問題ないものなのでしょうか。

議長：出来たところは利用しているはずですよ。例えば林道は、手前から整備していくと思いますが、その完成部分又はアクセスする基幹道路は、既設分から木材の搬出が可能になると思います。ほ場整備も、事業全体の終了を待たず、工事の完成した箇所から利用していくものだと思います。

森林整備課：指標につきましてはご指摘の点がございますので、私共は全県のトータルでカウントしてこの林道の分も含めて全体として見ておりましたが、検討させていただきたいと存じます。

端委員：林道整備事業の目的は、ある面積の林地の中に、一定の密度で林道を造って伐採を合理的に行うことであると考えていました。そのためには、一定の数字を満たす必要がある。私の解釈では、出発地点から到達地点までは完成している。その目的は果たされたんですが、県全体で見たときの整備状況が、一定の面積の中で林道はこれだけ必要だ、という当初の目標値からすると少し短かった。その意味では、伐採作業がその分だけちょっとしんどくなる。しかし、短くなった分、工事費は少なくなっているんじゃないかと考えました。本当のところはどうなのという疑問を持ったものですから、あえて素人ながら質問してしまいました。

議長：そうですね。もう少し分かりやすい指標が必要かなと思いましたが、いかがでしょうか。

森林整備課：ご指摘の通りだと思います。林道自体は伐採の効率性を良くすると言いますが、いわゆる搬出の経費を安くして出来るだけ効率的に進めるというのを目的としておりますので、今の280数haの中で延長が短く済めば、それはそれでこしたことはありません。ただ、この場所は終点の所の一部崩壊がありましたから、迂回した関係上延長が若干延びておりますが、いずれ当初の目的に沿うような路網は確保したということになっております。

端委員：農 - 終 - 2 に関して意見を述べさせてください。農林業、農林地は、生産物を産する効果、コストということだけではなく、いろんな役割を担って便益を供しています。財源には限りがありますの

で、事業の主目的以外にも、多くの役割を果たしていることをもっと示しても良いのではないかと考えております。ですので、農 - 終 - 2 の 4 ページに記載があるような「年総効果額の総括」といった数値の算出は非常に大切なご努力だと思います。その一方、5 ページのアンケートを見ますと、非農家の方にもアンケートを出しており、大変良かったとお答えになった方が 5 割程おられました。非農家でも、例えば道路が綺麗になったとか、道が新しく出来たということの評価するのであれば、それが 4 ページの数値にも反映されて良いのではないかとと思います。明確な数値は出しにくいかも知れませんが、「年総効果額の総括」欄にそういった数値が反映されて然るべきではないかとと思います。時代によって事業の見方が変わってくるというご意見もありましたが、新しい見方にも対応した、なるべく細やかで客観的な評価を構築するご配慮をお願いしたいと思います。

議長：大変、貴重なご意見ありがとうございました。農 - 終 - 2 の 5 ページの非農家の方のアンケート結果を拝見すると、「大変良かった」と「まあ良かった」を合計すると 86% と高い数値を示していることに私も目がいききました。一方で、4 ページの「年総効果額の総括」を見ると、例えば「環境保全効果」がゼロになっています。数値評価が難しいため、このようになっているのですが、現実にゼロと言うことはないでしょうから、何らかの形で評価できれば、事業の数値的評価も上がるし、より現実に即したものになるのではないかと思いました。

山口委員：今の論点に関連してですが、確かに林道整備や集積事業の結果、その効果が出る。だから、非農家の方にも良かったと言っていただけ。それはあると思います。便益の事実関係を把握することだけを目的としたアンケートであれば、このままの形式でも良いと思います。ただ、もう一つの考え方として、納税者の視点からこれだけのコストをかけて事業を実施した、その結果としてこのような効果があった、道路が綺麗になった、このような状況になった、そういうことを踏まえた上でアンケートが行われたのか、そのことが必ずしも明確ではないように思いましたがいかがでしょうか。

議長：アンケートの形式では、全ての視点、論点を網羅するのは難しいとは思いますが、山口委員が言われたように、余程の事が無い限り駄目だとか、反対だという消極的意見が出しづらいいと言えらと思います。

農地整備課：例えば農 - 終 - 4 の 5 ページの方を見ていただきますと、むしろ低い評価じゃないかなと思うんですが。

端委員：総合評価というのは、何を総合評価するものなのでしょうか。

農地整備課：非農家の方で、あまり良くなかったという意見としては、曲がりくねった農道とか未整理の水田の方が、農村風景としてマッチしていたとか、或いは生態系への配慮としてはコンクリート水路よりは土水路のままの方が良かったという意見がありました。どこに視点を置くかで、かなり意見が分かれるとは思いますが。アンケートの視点の置き方として、例えば環境と利便性のどちらに視点を置くかで、評価がかなり大きく分かれるとは思いますが。

端委員：今のようなお話があるならば、もう少し内容に踏み込んだ設問の仕方をされて、それが正確に反映されるような評価をお考えいただければと思います。

議長：アンケートの限界もあると思います。事業評価のためにアンケートを実施した、そして委員会に諮った。そのことは評価できることと考えております。

農林水産部次長：今のご意見は大きな問題だと思っております。秋田県の耕地面積15万haで、年間外部経済効果がマクロ的な計算では2,200億円という数字が示されております。私達の事業においても、出来るだけ定量的に評価したいということで、いろいろ勉強しながらやっているんですが、多面的機能という面での評価が大変難しいところがございます。これからいろんな研究成果を踏まえて、私たちもそういったところを出来るだけ定量化して、評価していきたいと考えております。只今、山口委員、端委員から大変貴重なご意見をいただきましたので、これからの効果算定、それからアンケート調査におきましても、十分その辺を留意しながら、出来るだけの確な調査結果となるように進めて行きたいと思っております。どうも有り難うございました。

議長：それでは、次に建設交通部関係の審議に入ります。

都市計画課：都市計画課の星野です。私の方からは継続の審査についてご説明します。建 - 継 - 14をお開きください。地方街路交付金事業であります。始めに事業概要について説明致します。5ページの位置図をご覧ください。千秋広面線は秋田市千秋城下町の千秋トンネル交差点から、秋田市広面ヤナイサトの旧道との交差点までの全長2.9kmの都市計画道路で、そのうち千秋トンネル交差点から手形山崎交差点まで、手形陸橋を含めた540m区間について沿道の4車線拡幅を実施しております。1ページへお戻り下さい。

事業の目的はJRの東西間の渋滞を緩和するとともに、秋田駅前や脳研それから成人医療センターへのアクセスの向上や、秋田市内の都心環状道路整備の一環として実施しております。事業の進捗状況ですが、用地買収については全て完了しております。また工事については橋梁下部工全15基中、13基を完成しており、残工事は橋梁下部工2基に加え上部工、舗装工、融雪施設工等となっております。事業費については、総事業費36億8,800万のうち約21億6,000万を執行しており59%の進捗率となっております。

次に事業着手時から現在に至るまでの社会情勢や、交通状況の変化についてご説明いたします。用地交渉の長期化により平成8年度の事業着手から15年が経過しております。この間の主な変化としては、平成19年9月の秋田中央道路の供用がありました。また最近では昨年6月に、高速道路の無料化社会実験、7月に隣接する明田外旭川線の暫定供用、事業区間を含めた前後区間のリバーシブルレーンの解除。更に8月には横山金足線の全線開通などがあります。これらの情勢変化を受け今回、継続評価をするにあたり交通量並びに渋滞調査を実施しております。調査結果については資料の8ページをお開き下さい。手形陸橋の交通量は右下のグラフにありますように、平成18年度には1万9,000台ありましたが、平成19年の中央道路の供用開始後には約1万4,000台前後となっており、3割近い減少となっております。

また、千秋トンネル交差点の渋滞状況は中程のグラフに示すように、千秋トンネル方向並びに手形方向でそれぞれ時間にして11分の渋滞が発生してありましたが、こちらも秋田中央道路の供用後に緩和し

てきております。このように手形陸橋の交通量は減少傾向にありますが、秋田中央道路、明田地下道も合わせた秋田駅の東西を結ぶ3路線の合計交通量を見ますと、平成18年度に比べ24%増加しております。また、渋滞についても明田地下道付近等で朝夕の混雑が見られているとともに、手形陸橋前後のリバーシブルレーンの解除や明田外旭川線の開通により、手形陸橋付近でもやや混雑が見られてきている状況であります。以上を受けまして、判定結果と総合評価について説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。判定結果については評価規準については前回評価に比べ、交通量の減少により必要性が低くなり76点となり、ランク2となっております。総合評価については今回の評価では緊急性や有効性、効率性は高いが事業着手当時に比べて交通渋滞が緩和されてきていることから、事業期間を含めて計画の再検討が必要としております。この総合評価は事業着手当時から様々な状況の変化を勘案し、現計画のまま事業を継続するのではなく、事業内容を総合的に見直す時間が必要と判断した事によります。見直しに当たっての視点は次のように考えております。まず、秋田中央道路や明田地下道など周辺道路の交通状況や、秋田駅東西など周辺地区の街づくりおよび中央街区の賑わい創出などに配慮した都市計画街路の建設に向けて、総合的な検証を行います。また、手形陸橋は昭和40年の架設から45年を経過し老朽化による補修・補強工事が必要な状況にあります。併せて技術の進歩に伴い、現計画より有為な工法も検討が必要となっております。このことから補修事業との一体施工や、コスト縮減など多方面から再検討を行い、今後一層の効率・効果的な事業の実施をしたいと考えております。尚、以上の検討につきましては検討が出次第、改めて本委員会にお諮りしたいと考えております。説明は以上です。ご審議宜しくお願い致します。

議長：有り難うございました。続いてお願いします。

道路課：それでは道路課の箇所についてご説明を致します。道路課の所管事業で今回ご審議いただく終了箇所、評価案件は4箇所あります。建終1から建終4までございます。このうち説明箇所は建終3の男鹿半島線、戸賀工区とさせていただきます。その理由としましては今回の評価案件の中で事業規模が最も大きいためであります。それではインデックスの建終3の1ページをお開き下さい。まず事業概要でございますが、男鹿半島線は男鹿国定公園の観光支援道路であるとともに、沿線に男鹿水族館などもありまして、地域内の産業を支援する重要な路線でございます。しかし、この区間は急勾配・急カーブ・幅員が狭いために、大型バス等のすれ違いが困難でありまして、特に冬場は安全な走行が確保されていない状況にございました。このために男鹿観光の支援と交通の安全を図ることを目的に、道路整備を行ったものでございます。事業期間は平成9年から20年までで、総事業費50億円。延長2,660m、幅員は車道5.5m全幅員8mで実施してございます。

3ページをお開き下さい。上の図ですが、上の四角い平面図の中で戸賀湾から男鹿温泉に至る緑の線が今までの男鹿半島線で、赤い線で示したものが今回の事業で行った新たなルートでございます。今までの緑の線が直線的でございますが、その分勾配が非常に急で、部分的には急カーブの箇所もございます。これを規定の勾配を確保するために大きく迂回するルートとしたものでございます。下の写真は整備前と整備後ですが、ちょっと分かりづらいかも知れませんが整備後はゆったりした道路になっているという状況でございます。

次の4ページをお開き下さい。事業の効果と満足度についてアンケート調査を行ってございます。地域住民や市役所・観光バス・タクシー会社等にアンケート調査を行いまして、回収率は58%となつてご

ざいます。この結果でございますが、整備効果については安全に走行できることにより高い評価を得てございます。また、新たなルートで整備したことによりまして、景観が良くなったと感じている割合も高くなってございます。事業に対する満足度については、「満足している・概ね満足している」との回答が全体の74%と高い評価を得ております。ただ、それぞれのアンケートの自由意見の中で、カーブが多いという意見が多くございましたが、これは急勾配の緩和のためどうしても避けて通れない状況でございます。これに対しては現地に注意喚起する標識を設置しているということです。

1ページにお戻り下さい。中程のコスト・効果対比較の欄ですが、最終コストは前回評価時の97%となっております。これは請負差額によるものでございます。一方、費用便益については前回評価時の1.41から今回は1.17となっております。これは人口の減少や、観光客等の減少により、自動車交通量が減る予測となったためでございますが、1以上は確保されているという状況でございます。

次の2ページをお開き下さい。所管課の自己評価でございますが、有効性については住民満足度の状況・事業の効果の面からA評価。効率性については費用便益が1.0を上回っているということから、A評価。以上から総合評価については計画に沿って着実に事業を行っており、住民の利便性の向上や交通安全の確保が図られると共に、観光道路としての機能も十分に発揮できているという観点から、当事業は妥当性が高いと判断してございます。今後、同種工事の実施にあたっては、予備調査や設計段階での現場把握また設計時における適正な事業費の算出に努めると共に、コスト縮減に関しても積極的に取り組み効率的な執行に努めることとしてございます。以上でございます。

議長：どうも有り難うございます。続いてお願い致します。

河川砂防課：続きまして河川砂防課から平成22年度公共事業終了評価の箇所評価についてご説明申し上げます。今回、終了評価箇所として総合流域防災事業の河川改修事業2件、火山砂防事業2件の計4件のご審議をお願いしております。このうち総事業費が最も高い箇所となっております、総合流域防災事業のイデ川についてご説明申し上げます。始めに総合流域防災事業であります。この事業は流域単位を原則として個々の事業規模が小さい等から個別箇所毎の予算管理を行う必要性が低い事業を、包括的に補助する事業で、原則として流域単位毎に総合流域防災事業を設置しまして、この協議会の中で直轄事業及び県事業の双方について情報共有、或いは調整等を行うことになっております。なお、秋田県には米代川系域、雄物川系域、子吉川系域の3域がございます。それでは、インデックスの建終6の3ページをお開き下さい。出川は旧六郷町から旧仙南村を還流しまして途中、ナカノメ川とクリヤ川が合流しておりますが、旧大曲市角間川において横手川に合流する一級河川でございます。流域面積は47.1平方キロメートル。流延長は14.3kmでございます。事業区間は横手川合流点から国道13号線までの8,360mとなっており、現河道改修方式により築堤護岸等を施工する事により、現況の流下能力60t程度でございますが、これを300t程度と5倍程度まで流下能力を高めております。1ページをお開き下さい。

最初に事業の背景及び目的でございます。記載の通りでございますが、この事業は災害救助法が適用されました昭和40年4月の集中豪雨を契機に昭和41年度から河川改修事業が行われたものでございます。次に事業効果の要因変化及び発現状況でございます。事業期間でございますが、前回評価時の平成18年度時点で完了予定年度が平成21年度としておりましたが、その後、地権者等のご協力もあり用地等が順調に解決したことから平成19年度と、2年早期に完了しております。ちなみに整備期間は42年間となっております。次に総事業費でございます。前回評価時の平成18年度時点で約54.4億円でございます。

したが、最終的に52.2億円と約2.2億円のコスト縮減となっております。これは一部区間において、下から3段目の自然環境の変化に記載しておりますが、環境への配慮から既設護岸に手を掛けず、川幅を広げる壁堤計画とすることにより、用地等で増額となったものの結果として、コスト縮減に繋がったというものでございます。次に事業規模でございますが、計画延長8,360m、計画河水流量300tであり、当初計画通りとなっております。次にコスト・効果の比較でございます。前回評価時、これは先程も説明しましたが平成18年度時点と比較して、コストでは0.96、費用便益では5.47から5.78となっており、これは建設費の減少によるものでございます。なお、費用対効果の算定内訳は4ページの通りでございます。目標の達成率は100.2%となっております。次に、自然環境の変化でございます。当該河川周辺には国と県の絶滅危惧種に指定されております、イバラトミヨ雄物型が生息しており、この生息環境保全のため、先程説明しました通り現況河道に手を掛けないよう計画を見直しております。現在、改修前と変わらない生息状況であることが確認されております。

次に社会経済情勢の変化でございますが、記載の通りでございます。次に事業終了後の問題点及び管理利用状況等でございますが、河川の良好な維持管理のため河川の巡視や堤防の除草をしているということでございます。2ページをお開き下さい。住民満足度等の状況でございますが、受益者を対象にアンケート調査を実施しております。アンケートは河川改修区間の近隣住民を対象に、行政連絡員を通じて配布し、郵送で回収を行っております。5ページをお開き下さい。アンケートは事業区間の周辺886世帯を対象に行っており、このうち有効回収数が205で回収率は23.1%でございました。次のページをお開き下さい。アンケートは治水・自然環境・景観・水質・浸水・維持管理の6項目に全体を通しての総合評価を付け加えた、全部で7項目となっております。満足度は、満足している・ほぼ満足している・どちらともいえない・やや不満である・不満であるの5段階で評価して貰いました。アンケート調査結果については記載の通りでございますが、治水については8割以上の方が安全性が向上したと感じており、自然環境・景観についても約6割が満足しており、水質・浸水については満足している人の比率が高い結果が得られております。維持管理については、満足している・ほぼ満足していると不満である・やや不満であるがどちらも約4割程度となっております。評価が分かれた結果となっております。不満な点としましては、河道内の除草に関する意見が多く寄せられておりました。これを総合的に判断してもらった訳でございますが、5割以上の住民がこの事業に関して満足している結果となっております。2ページにお戻り下さい。上位計画での位置付け関連プロジェクト等、前回評価結果等については記載の通りでございます。次に所管課の自己評価でございますが、有効性については住民満足度の状況に関しては総合評価として過半数の人が満足しているとの回答であり、特に事業の目的であります治水に対する満足度が高かった事、また事業の効果に関しても計画高水流量に対する流下能力確保され、近年氾濫被害が発生していないことから総合的に評価をAとしております。効率性につきましては、事業の経済性の妥当性については費用便益費は5.78となっており評価はAと判断してもらいました。以上から総合評価はAと判断しており、事業の妥当性は高いと判断してございます。最後ですが、評価結果の同種事業への反映状況等でございますが、事業実施前の設計及び計画段階での現場の把握や、実施詳細設計における適切な事業費の把握に努めながら、コスト縮減に関しても積極的な取り組みをすることとしております。また、除草などの維持管理についても施工時期等について、周辺住民の意見をお聞きしながら計画的に進めるということにしております。以上でございます。

議長：有り難うございました。続いてお願い致します。

港湾空港課：港湾空港課の小野と申します。私の方からはインデックス建終9について、内容を説明したいと思います。宜しいでしょうか。重要港湾改修事業臨港道路の生鼻崎線というところでございます。お手元の4ページの資料をご覧ください。上の方にこれは船川港全体の図面でございます。右上の方が秋田方向になりまして、臨港道路生鼻崎線は国道101号の交差点から生鼻崎を通りまして、海岸部をずっと通って羽立交差点、金川地区羽立交差点に至る約3.2kmの臨港道路でございます。この路線につきましては元々海側の方に2車線の臨港道路として整備されておりました。下の方の図面でトンネル部があります。今2本ありますが、元々下の方と言いますか海岸部の方が既存の2車線のトンネルがございます。新たに山側の方に2車線を拡幅整備しようという工事でございます。1ページにお戻り下さい。事業の背景及び目的でございますが、当路線は船川港・秋田港及びそのその市町村とを結ぶ物流及び県民の日常生活の重要路線となっています。港湾関連車両やその他の交通が年々増加している中、物流機能の確保の必要があるために既存臨港道路の拡幅整備をする必要があったという状況でございました。事業期間は平成14年から平成20年まで、総事業費41億5,000万。先程もお話しましたが総延長約3.2kmの拡幅工事ということでございます。事業内容及び要因変化についてでございますが、一つ便益についてです。これは交通量の予測が当初考えたよりも若干落ちましたので、それによる便益の減少です。それによって費用便益が当初3.37を見込んでいたものが、最終的に2.82となっております。費用については上の表にある通りそんなに大きく増はないということになりました。目標の達成率でございます。本事業の目標というのは港湾取扱い貨物量、船川港における港湾取扱い貨物量を指標と致しました。平成20年80万t目標に対して平成20年、完成時の52万tということで、達成率が65%となっております。次の社会経済情勢です。達成率が65%と少ない訳ですが、これは世界金融危機、リーマンショックの影響等により貨物量が減少したと考えてございます。平成20年度の貨物量は52万tとなっておりますが、実はこの事業21年の3月に供用開始してございます。用地関係等の未調整から若干計画よりも完成が遅れました。ちなみに平成21年の貨物量というのは、65万6,000tでございます。仮にこれを数字にすると達成率が82%位になったと考えてございます。また、事業終了後の問題点及び管理利用状況でございますが、後程お話ししますがアンケート調査結果等も踏まえて約80%がこの拡幅工事について安全性が非常に向上していると感じております。また、通勤・通学時間の短縮時間が計れたといった回答も多く寄せられ、総じて利便性が向上、利便性の向上が確認できたと認識してございます。住民満足度の状況でございます。受益者ということでアンケート調査を実施しておりまして、3ページのアンケート調査概要です。地域住民及び企業等約500名に対して、回答が354人71%の回答率でございました。この概況につきましてはここにお書きしました通り、地域住民というか周辺企業からは非常に時間短縮、或いは安全性が確保されたという高い満足度が得られてございます。前回評価の結果、前回は継続ということだったのでこれは今回は特に指摘等はございませんでした。

所管課の自己評価でございますが、有効性について住民満足度が80%以上が安全性の向上を感じており、また90%以上がトータルとして満足或いはやや満足という回答があったことから、Aとしております。それから事業の効果については達成率が65%ということで、Cという判定でございます。また、効率性につきましてはb/c2.82ということで、経済的に妥当性が高いという評価を致しましてAという評価をさせてもらいました。総合評価として概ね妥当であると評価させていただいてございます。内容については先程お話ししたような内容でございます。

今後の反映状況等方針についてでございますが、道路事業の費用負担により実施されたものでありま

して、これは道路局或いは港湾局です。国交省の中のその2局の予算でやっております。港湾物流の円滑化或いは広域ネットワークの整備といった、複合的な機能が求められた事業でございます。今回のこういった評価を踏まえて、よりコスト縮減に取り組みまた効果を最大限発揮すべき円滑な事業執行に努めて参りたいと考えてございます。以上でございます。宜しくご審査の程お願い致します。

議長：はい、有り難うございました。続いてお願い致します。

建築住宅課：建築住宅課の小松でございます。宜しくお願い致します。当建築住宅課所管事業でご審議いただきます案件は県営南ヶ丘住宅建設事業でありまして、終了時の評価となっております。それではインデックスの建終10の1ページをお開き下さい。事業の背景と目的であります。公営住宅は住宅に困窮する低額所得者のために供給するものでありまして、事業採択当時秋田市内の公営住宅につきましては、建て替えなどによりまして戸数が減少した一方で、応募倍率が依然高い状況にあった状況でありました。住宅困窮者世帯が多く存在するものと考えておりまして、そこで秋田市内の戸数を引き続き維持し、その高いニーズに応えるため、南ヶ丘に公営住宅を建設した次第でございます。事業期間は平成17年から平成20年までの4年間。総事業費が25億円となっております。建設の戸数につきましては、住宅が91戸と集会所1戸、その他広場の整備などを行っております。3ページをお開き下さい。県営南ヶ丘住宅の位置ですが、図面にありますが位置図の右上の赤枠で囲われました部分が建設地となります。この建設地については、先に解散した住宅供給公社の敷地を購入してやっております。左側には秋田かがやき総合支援エリアということで、養護学校等が整備されております。91戸につきましては初年度の1期に20戸を、2期目にまた20戸を、3期目には全体を前倒したような事情もありまして51戸を建設してございます。1ページにお戻り下さい。次にコストと効果対比較ですが、最終コスト比較が0.92、費用便益が0.59から0.64にアップしております。これは買取方式を導入したことによりまして、事業費を縮小することができたためでございます。目標達成率としましては当初の目標戸数通り91戸を建設できましたので、100%としております。自然環境の変化への対応としては、周辺の自然環境との調和を考え、また秋田杉を活用した木造住宅とし、敷地内のまとまった空き地については積極的に緑地を配置するなどの対応をとってございます。社会経済情勢の変化ですが、県全体の人口は減少しておりますが、世帯数は依然としてまだ増加の傾向にあります。秋田市も同じ状況にあります。平成21年度におけます県営公営住宅の平均応募倍率が4.1倍となっている中、南ヶ丘については14.8倍となっております。常に入居者で埋まっている状況でございます。次に2ページに続きますが、住民満足度の状況ですが事業の効果についてアンケート調査を実施しております。現在の南ヶ丘住宅の入居者にアンケート調査を実施しておりますが、住宅の内部や住宅周りまた周辺環境について総合的な満足度をお聞きしましたところ、不満のない方、いわゆる普通と答えた方までは住戸内では76%、住戸周りについては56%、周辺環境については68%の住民が普通以上と答えております。また平成21年度におきます南ヶ丘の応募倍率は先程申した通り14倍となっており、一般県民から見てもニーズが高い状況にあると考えております。

次に自己評価ですが、有効性については住民満足度の状況、事業の効果の面からA評価としております。効率性につきましては費用便益費が0.64と1.0未満となっておりますが、国が示していた評価指標のB/Cによりまして公営住宅建設事業におきましてはB/Cが0.5以上で、福祉的效果が認められる場合は採択されることになっておりまして、公営住宅についてはその性格上、費用対効果分析という経済効率の観点のみに限定して評価することは不適切と考えられ、福祉的役割と合わせて評価する事が妥

当されておった訳です。福祉的効果につきましては、過去3年間の応募倍率が2倍以上であれば効果有りとしております。当件の県営住宅では平成21年度まで常に2倍以上の倍率となっており、国庫補助採択基準以上と言えます。これにより効率性についてもA評価としております。総合評価は県内におけます住宅困窮世帯の居住の安定に寄与できたことや、買取方式の導入等によりましてコスト縮減を図る事ができたことなどから、妥当性が高いと評価してございます。評価結果の同種事業への反映状況ですが、今後は住宅困窮世帯数や応募倍率により、公営住宅の需要動向を見極めまして、市町村の補完的立場を踏まえた上で同種事業を実施するか否かについて、検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長：有り難うございました。各課それぞれありましたので、大変件数が多く、多岐にわたっておりますが、委員の皆様からご質問・ご意見を頂戴したいと思います。今の建築住宅課さんのご説明で、コスト縮減にも繋がっている「買取方式」という言葉について教えてください。

建築住宅課：買取方式についてご説明致します。通常の公共事業ですと、県側が設計の委託をかけて、設計をしまして、それを建設業者さんに入札をかけて、工事を行うということになります。今回の事業にあたりましては、予め必要な仕様を定めておきたいいわゆる基本設計的なことをしっかりと固めた上で、上限額も定めてそれに対していろんな提案があるだろうということで、いろんな業者さんからの提案を求めました。工区毎に、コストと品質、両方について提案を募集しまして、それらを総合的に評価し、一番妥当な方を選らんで、でき上がった建物を最後に県が買い取るという方式でありまして、これを買取方式と申してございます。また、公営住宅についてはすべからず賃貸住宅であります。

議長：道路関連事業を中心に、工事費が減額されている事業が多く見受けられます。理由はいろいろあると思いますが、工事方法、材料等をいろいろ努力・工夫されてコスト削減に努められているなと思いました。削減すればいいというものでもないでしょうが、努力の跡が伺われると感じたところです。

渋谷委員：建 - 終 - 6に関連してですが、私もこの出川の近くに住んでいるものですから、事業効果はすごく実感しております。ただ、2ページの「評価結果の同種事業への反映状況等」にも記載がありますが、整備後の維持管理、除草がすごく大変です。草刈り作業についても住民総出で日取りを決めて取り組んでいますが、高齢者の単身世帯も増えてきており、これからもっと大変になってくると思います。地元の市町村とも話し合っていたら、維持管理のあり方についても検討していただければありがたいと思います。

議長：関連しての質問ですが、事業終了後の維持管理の主体は、県と市町村のどちらになるのでしょうか。それとも、地域の方々と話し合っ決めていくものなんでしょうか。

河川砂防課：県管理河川でございますので、原則として県が一義的に責任を持って管理することになっております。ただ、ご存知の通り県財政や経済事情が非常に厳しい状況がありますので、地域の方々と連携をしたり、或いは該当市町村やNPOの協力を得ながら、除草等を実施してまいります。

渋谷委員：整備された事によって、川の側を自動車で走れるようになっている箇所があります。そのことが、却って粗大ゴミが捨てられる要因の一つにもなっておりまして、住民と町が協力して掃除したことがあります。整備で良くなった反面、そういう問題も多々出てきておりますので、町とも協議しながら改善して欲しいと思います。

議長：この地域のイメージとして、水が美しいというものがあります。治水も去ることながら、環境保全ということでも、大切にしていかなければならない地域だと思えます。

端委員：イバラトミヨは、低い水温を好むため、湧き水があることが生息の前提条件だと思えます。とてもデリケートな環境ですので、降雨による流量の変動があると、それだけで危険が発生する訳ですし、危惧される問題であると思えます。事業にあたっては、イバラトミヨの生息にも配慮されていますが、これらのことをどうやって守っていくか、非常に大切に難しい問題です。

嶋田委員：県営南ヶ丘住宅についての質問です。5ページの資料で、総費用と総便益があって、B/Cが64%となっています。例えば、民間が1,000万円の費用をかけて賃貸住宅を建てれば、何年かでその建築費用を回収するから元が取れる訳です。この県営南ヶ丘住宅が人気があるということは、一般の市場より安いから人気があると思えますし、県が建てる意味もそれだからこそあるんでしょうが、安ければ良いというものでもないように思えます。その辺の考え方は、どのようになっているんでしょうか。

建築住宅課：先程おっしゃられました市場家賃というのは、これはいわゆる通常民間ベースで貸すと、ここに書いてありますような金額で通常流通するだろうということです。ただし、公営住宅ですので国の補助金等が入ります。この団地は大体35%位が補助金です。それから用地費について県がどう考えるか。用地費もかなり高い訳ですがそこら辺を満部反映している公営住宅というのはあまりなくて、市町村なり県なりが持ち出しをして家賃を決めております。それともう一つ、公営住宅は応能応益家賃制度という制度をとっております。入居する方が受ける便益いわゆる住宅の面積でありますとか、立地などの便益で補正して家賃の額を求めます。また、収入をゼロから8段階に分けて、収入が下から25%の方が入居対象になりますが、収入のランクによっても、一人一人の家賃が違ってくるという複雑な制度になってございます。そういう形で収入ゼロの方でも入れるという家賃構成になってございますので、かなり福祉的な要素の非常に強い住宅でございます。その結果、B/Cだけではどうしても事業評価1.0というのは公営住宅に関しては難しいので、他の要因を考える必要があるだろうということで、今回の場合は応募倍率からみてもこれだけ需要があると。需要については、これも一定の低所得者しか応募できませんので、いわゆる本来の目的である、低所得者への住宅を供給しているということになりますので、福祉的な要因も含めまして国の採択基準B/Cプラスの部分で採択がされるという状況でございます。

嶋田委員：ということは、この市場家賃と社会的割引率は、関係ないということでしょうか。

建築住宅課：ベースは市場家賃になります。通常であれば、これ位のコストがかかっているの、このくらいの金額になるということです。付け加えますと、例えば収入超過された方がいますと、市場家賃

と同じ一番高い家賃になります。本来その人はもう入居できない高額所得者になっているという形になります。

議長：建 - 終 - 3の男鹿半島線ですが、数年前と比べても、道路が本当に良くなったなと思います。特に、今回の事業箇所は、説明にもあった通り、安全面で非常に大きな効果があったと思います。この道路環境の良さを観光客の増加につなげていければ良いと期待しています。

また、建 - 終 - 9の臨港道路も、非常に安全で利便性が高いなと感じておりました。その評価が、船川港取扱貨物量だけで計られるというのは、少し気の毒かなと思います。県内や国内の事業所で、秋田杉等の国産材を活用するようになれば、外材等の貨物は減っていくでしょうし、また、貨物は景気に左右される面も大きい。達成率は参考として見ていくのが正しいのかなと思います。この指標だけでは計ることのできないプラス効果が大きいと個人的には思っています。

加賀谷委員：全般的に見ると、住民アンケート等でかなり良い答えが出ており、素晴らしいと思いますが、我々土木をやっている人間の見方からすると、本当に良いか悪いか分かるのは、事業完了後5年10年経った後ということになります。事業完成後にすぐ聞くと、当然新しい設備を見ている訳ですから、これは良いという答えになります。特に住宅は、入居したての時はもの凄く良く感じますが、少し時間が経つと材料は経年変化して、周囲の環境も変わってきます。要望としては、少し時間が経ってからアンケートを取って、冷静に見つめるということをしてみてはいかかかと思えます。

山口委員：建 - 継 - 14の千秋広面線についてですが、中央道路の供用等によって、交通量が増えたにも関わらず、流れが円滑になって効果があったというのはよく分かりました。そのため、事業期間を含めた計画の再検討をしていくという御説明でした。これは、計画期間を長くする、短くするというベクトルで検討するということでしょうか。それとも、思い切って事業規模を縮小する、ということまでも含めて検討するということでしょうか。

都市計画課：検討材料には、交通量の減少もあります。一方では、街づくりという観点もございます。総合的に勘案して検討したいということで、そのいずれも可能性があると考えております。

山口委員：大変面白い話だと思います。要するに面白いというのは、議論の価値がある内容だと思います。

議長：今後、この審議会に諮っていただけるということでしたので、その時点で各委員の方々から意見を頂戴したいと思います。いつ頃になる予定でしょうか。

都市計画課：中央街区が完成するのが平成24年ということですので、それから1年ほどは交通量の流れを見てみたいと考えております。確定は出来ませんが、2・3年くらい見たいと思っております。

議長：分かりました。今回は冒頭も申し上げました通り、10億円以上の終了箇所、終了してから2年の事業が俎上に上がった訳ですが、ここで本日の委員会での意見を集約したいと思います。

今日出ました各委員の意見は今後の業務を行う上での参考としていただくものと思います。その上で、諮問のありました県の対応方針を可として決定して宜しいでしょうか。特に異議がなければ、県の対応方針を可として決定したいと思います。本日の審議はこれをもって閉じたいと思います。足元不案内のところ、気を付けてどうぞお帰り下さい。有り難うございました。

事務局：どうも有り難うございました。進藤委員長始め、委員の皆様、長時間に渡るご討議ご苦勞様でございました。本日の議事録を後日事務局で作成しまして、委員の皆様にご確認していただきますので、またよろしく申し上げます。本年度3回に渡る委員会、皆様ご協力有難うございました。それでは本日の委員会をこれで終了致します。どうもご苦勞様でした。